

## 厚生年金基金についても124万人分の

### 未払いが明らかに

公的年金である厚生年金記録の消失問題は第三者委員会等の設置で徐々にではありますが、解決に向けて動き出したところです。そんな矢先に、また別な問題が表面化しました。代表的な企業年金の一つである『厚生年金基金』（以下、基金という。）の未払いが124万人にも及ぶことが明らかになりました。この基金の仕組みはかなり複雑で、被保険者の多くは内容を理解しないまま未払いの状態にあると推察されます。基金をめぐる環境は非常に厳しい状況にあり、代行返上の措置で単独型の基金はその場しのぎの対応ができていますが、多くの中小企業が加入している総合型基金では、代行返上もままならず、例え代行返上ができたとしても、スケールメリットがなくなるといふ身動きの取れない深刻な事態に陥っています。問題先送りの典型的な例と言えるでしょう。

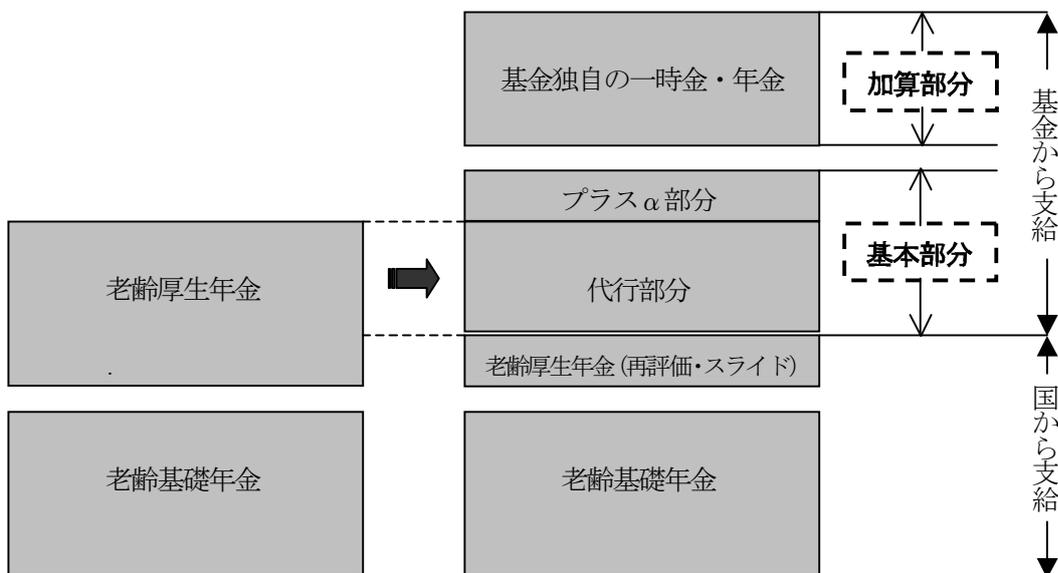
### ●厚生年金基金とは

厚生年金基金（以下、基金という。）とは、企業や同種同業の団体が母体となって、厚生労働大臣の認可を得て設立される特別法人を主体として運営される企業年金制度の一つです。

基金は、厚生年金保険の一部である代行部分に加え企業が独自に設計した加算部分を上乘せした構成となっており、厚生年金保険のみと比較すると手厚い給付内容となっています。また掛金については代行部分は労使折半となりますが、加算部分については企業の退職金制度の一部として運営されている場合が多いため、企業が負担しているケースが多数を占めています。このことが、被保険者に基金に加入しているという認識が低くなっている原因のひとつと考えられます。

### 基金に加入している場合

### 厚生年金のみの加入の場合



### ●何が未払いなのか

右の図で見ていただくと、『加算部分』と『基本部分』が示されていますが、この2つに関して、双方とも又は一方で申請漏れが124万人発生しているということになります。厚生年金と同じく申請主義がもたらした弊害

と言えるでしょう。未払いの典型的な2つの例を見てみましょう。

(1) 加算部分を一時金として受け取った場合

加算部分は退職時に被保険者の選択で、一時金として受け取ることができます。ただし、基本部分は残っており企業年金連合会（以下、連合会という。）に移管されます。この基本部分を受給するには、受給開始年齢（60歳以上）以降、社会保険庁ではなく連合会に対して申請する必要があります。この申請を怠ると本来受給可能な厚生年金が目減りすることになります。

(2) 加算部分を一時金として受け取らない場合

退職時に、加算部分を一時金として受け取らない場合は受給開始年齢（60歳以上）以降、連合会に対して加算部分及び基本部分を受給申請することになります。

せっかく厚生年金の上乗せ給付性格の基金に加入して年金額の増額を享受できるのに、申請を逸したことに、本来受給できるはずの厚生年金が逆に目減りするということ、あつてはならない状況が起こっています。タダでさえ複雑な厚生年金のシステムですが、更に輪をかけて複雑な基金のシステムが一般の被保険者に充分理解できていないことも、より問題を深刻化させている一因だと考えられます。連合会では、大量の未払いの持ち主特定に対処しているようですが、結局は個人の申し出を頼るしかないという側面が強いです。

\*企業年金連合会のフリーダイヤル

0120-458865

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>